

## ■会員制音楽倶楽部ローゼンシュトラウス会員規約■

---

### 第一条（名称及び目的）

- ・本会は名前を「ローゼンシュトラウス」とし、管理事務局を松興ビル4階に置きます。
- ・本会は音楽や各種講習会などを通じ会員相互の親睦を図り会員及び登録アーティストの発展向上に寄与することを目的とします。
- ・会員は本会の趣旨意向に賛同するものとします。

### 第二条（運営及び会の利用について）

- ・会場の利用スケジュールは全て事務局及び管理者の管理下とします。
- ・会場は事務局及び管理者の判断により予告なく利用を中止することができるものとします。
- ・利用者は会場や機器・設備に損傷や破損があった場合は速やかに事務局あるいは管理者へ報告し、相当額の修理費を支払う義務を負うものとします。
- ・会員以外が各種イベントに参加する場合はゲストとして会員からの紹介が必要となります。その場合、そのゲストに関する全ての責務を紹介した会員が負担する事とします。
- ・会場内での法律や風紀に反する一切の行為を禁止いたします。
- ・本会関連施設及び機材を使用する場合は前もって事務局あるいは管理者へ承諾を受け、利用日前日までに必要費用を支払う事とします。
- ・本会関連施設及び機材を使用するに於いて交通事情等の諸理由があっても利用時間や日程の変更は事務局及び管理者の判断に委ねるものとします。
- ・会場利用時に会場近辺駐車場などで起きた問題に関して本会は一切の責任を負いません。
- ・システム障害等により、会員からの電子メールが事務局及び管理者に届かない場合や遅延する場合であっても、これに関する損害につき一切責任を負わないものとします。
- ・本会場及び会場設備品等の利用に関しては事務局及び管理者の指示に従うこととします。

### 第三条（会費及び各種費用）

- ・会計年度は毎年4月1日から始まり3月31日を終了とします。
- ・年会費は毎年4月に徴収します。演奏会や各種教室に関する費用等は都度徴収とします。
- ・会員からの退会希望連絡及び事務局か管理者の退会承諾が行われない限り会員登録は自動継続となります。
- ・会員は住所・氏名・電話番号・メールアドレス等、届出がされている事項に変更が生じた場合は速やかに事務局へ届け出てください。
- ・本会への入会には会員からの紹介の上、本会管理者の承認を必要とします。
- ・脱会の場合、既に納入した会費等各種費用は返還いたしません。
- ・演奏会や教室の受講費用は前月徴収とし、脱会等の場合であっても返還いたしません。
- ・各種費用支払いは事務局から請求書に基づき指定口座への振り込みを原則とします。

### 第四条（個人情報の取り扱い）

- ・会員の個人情報に関しては事務局及び管理者が一括管理を行い、特例を除き他への提示・提供は一切行いません。よって会員間の情報交換も事務局及び管理者の管理情報の提供は行いません。（特例：裁判所、検察庁、警察、税務署、弁護士会又はこれらに準じた権限を有する機関から開示を求められた場合等）

### 第五条（その他）

- ・本規約は事務局及び管理者の判断により予告なく変更する場合があります。
  - ・本会からの情報は郵送あるいはメールを基本とします。
  - ・本規約に記載の無い事項であっても事務局及び管理者の指示があった場合はその指示に従っていただきます。
  - ・万一会員間の問題が発生した場合でも、当該会員間で解決するものとし、本会事務局及び管理者はその責任を負いません。
  - ・本会の内容追加、変更、又は本会運営の中断、終了によって生じたいかなる損害について一切責任を負いません。
-